

平成31年2月22日

再生処理事業者 各位

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

平成31年度における消費税対応について

消費税（地方消費税含む）に関しましては、平成26年4月から税率が8%に引き上げられておりますが、平成31年度において、10月以降10%に引き上げられることが決まっています。

平成31年10月から消費税率が10%に引き上げられますと、10月分以降の販売実績（PETボトルでは、平成31年度よりフレーク製造実績）に基づくお支払（有償の場合はご請求）にもその税率が適用されますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

＜平成31年度におけるお支払（有償の場合はご請求）に適用される消費税率について＞

再生処理事業者の皆様へのお支払（有償の場合はご請求）は、毎月の販売実績（PETボトルでは、平成31年度よりフレーク製造実績。以下同様）に基づき行われており、例えば5月分の販売実績については6月5日までにご報告いただき、6月の月末までにお支払（有償の場合はご請求）というスケジュールになっております。平成31年10月から消費税率が10%に引き上げられますと、4月～9月までの販売実績と10月～翌年3月までの販売実績で適用される消費税率が下記の通り異なることとなりますので、ご注意ください。

| 期 間 | 報告時期 | 支払（請求）時期 | 適用消費税率 |
|-----------------------|---------|----------|--------|
| 平成31年4月～9月までの販売実績分 | 原則翌月の5日 | 報告月の月末 | 8% |
| 平成31年10月～翌年3月までの販売実績分 | 原則翌月の5日 | 報告月の月末 | 10% |

※PETボトルでは、平成31年度よりフレーク製造実績に基づく支払・請求となります。

○本件お問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 総務部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階

TEL：03-5532-8662、8633

以上